



千葉労働局発表  
平成23年11月25日

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 高木 茂  
職業対策課長補佐 齋藤 光子

電話 043-221-4391 (代表)  
043-221-4392 (直通)

## 平成23年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、常用雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

千葉労働局では、今般、平成23年6月1日現在における管内分の同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

### ポイント

#### 【民間企業】（法定雇用率 1.8%）

雇用障害者数は 7,104.0 人と過去最高を更新

実雇用率は 1.57%

法定雇用率を達成している企業割合は 46.1%

#### 【公的機関】

県の機関（2.1%）：雇用障害者数 290 人、実雇用率 2.38%

市町村の機関（2.1%）：雇用障害者数 881 人、実雇用率 2.05%

県等教育委員会（2.0%）：雇用障害者数 506 人、実雇用率 1.77%

(注)障害者の数のカウントについては、別紙「法定雇用率」(5ページ)の を参照してください。

このような状況を踏まえ、千葉労働局としては、次のような取組を行います。

- ・ 公的機関については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、労働局長等から機関のトップ等に対して、呼び出し指導を徹底
- ・ 民間企業については、全国統一した基準に基づいた雇用率達成指導を厳正に実施

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等（P 6～P 8参照）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

## 1 民間企業における雇用状況

### 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・ 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は7,104.0人で、過去最高となった。  
（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると6,721.0人となり、前年より11.9%（714.5人）増加となる。）
- ・ 障害種別の雇用状況は、身体障害者は4,953.5人、知的障害者は1,861.5人、精神障害者は289.0人であった。
- ・ 実雇用率は、1.57%であった。  
（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、1.62%程度となるものと推定される。）

【第1表、第1図】

### 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で514.0人、100～300人未満で1,560.0人、300～500人未満で731.5人、500～1,000人未満で1,097.5人、1,000人以上で3,201.0人であった。
- ・ 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.57%）と比較すると、  
1,000人以上（1.81%）規模企業、500～1,000人未満（1.77%）については上回った。  
300～500人未満規模企業（1.47%）、100～299人未満（1.33%）、56～100人未満（1.08%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が40.2%、100～300人未満が51.3%、300～500人未満が41.8%、500～1,000人未満が49.5%、1,000人以上で43.1%であった。

【第2表(1)、第3表(1)、第2図】

## 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が14.5人、「建設業」が61.5人、「製造業」が1,189.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が27.0人、「情報通信業」が117.5人、「運輸業」が557.0人、「卸売、小売業」が1,102.5人、「金融、保険業」が298.5人、「不動産業、物品賃貸業」が77.5人、「学術研究、専門・技術サービス」が1,447.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が140.5人、生活関連サービス業、娯楽業」が216.0人、「教育・学習支援業」が140.0人、「医療・福祉」が822.0人、「複合サービス事業」が115.0人、「サービス業」が778.5人であった。
- ・ 産業別の実雇用率では、「金融、保険業」(1.99%)で法定雇用率を上回っている。加えて、「製造業」(1.66%)、「運輸業」(1.70%)、「学術研究、専門・技術サービス」(1.78%)、「教育・学習支援業」(1.61%)、「複合サービス事業」(1.68%)の5業種は、民間企業全体の実雇用率1.57%を上回っている。

【第2表(2)、第3表(2)、第3図】

## 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成23年の法定雇用率未達成企業は926社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、67.0%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、61.7%となっている。

## 2 地方公共団体における在職状況

### 県の機関(法定雇用率2.1%適用)

県の機関(48人以上の機関)に在職している障害者の数は290.0人、実雇用率は2.38%で、7機関中6機関が達成している。

【第4表1、第6表(1)・(2)】

### 市町村の機関(法定雇用率2.1%適用)

市町村の機関(48人以上の機関)に在職している障害者の数は881.0人、実雇用率は2.05%で、89機関中64機関が達成している。

【第5表、第6表(5)】

### 県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される県等の教育機関に在職している障害者の数は506人、実雇用率は1.77%（県教育委員会は1.77%、市教育委員会は1.75%）で、5機関中3機関が達成している。

【第4表2、第5表、第6表(3)・(6)】

## **3 特殊法人における雇用状況**

特殊法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は64.0人、実雇用率は1.70%で、4機関中2機関で達成している。

【第1表、第6表(4)】

## 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

イ 民間企業	一般の民間企業	1.8%
	（常用労働者数56人以上規模の企業）	
	特殊法人	2.1%
	（常用労働者数48人以上規模の特殊法人及び独立行政法人）	
ロ 国、地方公共団体（八を除く）		2.1%
	（職員数48人以上規模の機関）	
ハ 厚生労働大臣の指定する教育委員会		2.0%
	（職員数50人以上規模の機関）	

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP7参照）。

## 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○ = 1カウント  
 ◎ = 2カウント  
 △ = 0.5カウント

障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて  
短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5}$$

$$\text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）}^{**} = (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%$$

「労働者」には短時間労働者は含まれていない

小数点以下は切捨て

## 除外率制度について

### 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

## ◎ 民間企業における除外率の改正状況

- 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	→ 0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	→ 0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	→ 5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	→ 10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	→ 15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	→ 20%
・港湾運送業	35%	→ 25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	→ 30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	→ 35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	→ 40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	→ 45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	→ 50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	→ 55%
・幼稚園	70%	→ 60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	→ 80%



第1表 民間企業等における雇用状況

(1) 概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
一般の民間企業 〔1.8%〕	企業 1,717 (1,594)	人 453,377.5 (376,379)	人 1,613 (1,489)	人 384 (277)	人 3,024 (2,707)	人 940 (89)	人 7,104.0 (6,006.5)	人 588.0 (511.5)	% 1.57 (1.60)	企業 791 (787)	% 46.1 (49.4)
特殊法人等 〔2.1%〕	4 (3)	3,759.5 (2,833)	23 (22)	0 (0)	18 (19)	0 (0)	64.0 (63.0)	7.0 (13.0)	1.70 (2.22)	2 (3)	50.0 (100.0)

各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(2) 障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
一般の民間企業 〔1.8%〕	人 7,104.0 (6,006.5)	人 1,328 (1,272)	人 270 (208)	人 1,857 (1,729)	人 341 -	人 4,953.5 (4,481.0)	人 335.5 (348.0)	人 285 (217)	人 114 (69)	人 965 (845)	人 425 -	人 1,861.5 (1,348.0)	人 195.5 (130.0)	人 202 (133)	人 174 (89)	人 289.0 (177.5)	人 57.0 (33.5)
特殊法人等 〔2.1%〕	64.0 (63.0)	18 (16)	0 (0)	7 (10)	0 -	43.0 (42.0)	4.0 (12.0)	5 (6)	0 (0)	5 (5)	0 -	15.0 (17.0)	2.0 (1.0)	6 (4)	0 (0)	6.0 (4.0)	1.0 (0.0)

〔第1表 (1)の注〕

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は、平成22年6月1日現在の数値である。(D欄は精神障害者である短時間勤務労働者のみ)。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 特殊法人とは、2.1%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

〔第1表 (2)の注〕

- 注1 欄の「障害者の数」とは e欄の計である。
- 2 a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 のa、c欄及び のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、 のb、d欄及び のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は、平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 特殊法人とは、2.1%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

第2表 企業規模別・産業別の雇用状況

(1) 規模別

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					E計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分	実雇用率	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者						
規模計	企業 1,717 (1,594)	人 453,377.5 (376,379)	人 1,613 (1,489)	人 384 (277)	人 3,024 (2,707)	人 940 (89)	人 7,104.0 (6,006.5)	人 588.0 (511.5)	% 1.57 (1.60)	企業 791 (787)	% 46.1 (49.4)	
56～ 100人未満	企業 634 (580)	人 47,563.0 (43,698)	人 103 (103)	人 24 (17)	人 265 (258)	人 38 (3)	人 514.0 (482.5)	人 51.0 (44.0)	% 1.08 (1.10)	企業 255 (255)	% 40.2 (44.0)	
100～ 300人未満	783 (730)	117,050.5 (107,202)	360 (361)	54 (43)	729 (703)	114 (17)	1,560.0 (1,476.5)	148.5 (134.5)	1.33 (1.38)	402 (392)	51.3 (53.7)	
300～ 500人未満	146 (140)	49,642.5 (46,073)	185 (188)	36 (29)	305 (324)	41 (6)	731.5 (732.0)	74.0 (85.5)	1.47 (1.59)	61 (71)	41.8 (50.7)	
500～ 1,000人未満	103 (99)	62,067.0 (58,232)	274 (257)	55 (51)	468 (463)	53 (15)	1,097.5 (1,035.5)	125.5 (92.0)	1.77 (1.78)	51 (49)	49.5 (49.5)	
1,000人以上	51 (45)	177,054.5 (121,174)	691 (580)	215 (137)	1,257 (959)	694 (48)	3,201.0 (2,280.0)	189.0 (155.5)	1.81 (1.88)	22 (20)	43.1 (44.4)	

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

(2) 産業別

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					E計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分	実雇用率	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者						
産業計	企業 1,717 (1,594)	人 453,377.5 (376,379)	人 1,613 (1,489)	人 384 (277)	人 3,024 (2,707)	人 940 (89)	人 7,104.0 (6,006.5)	人 588.0 (511.5)	% 1.57 (1.60)	企業 791 (787)	% 46.1 (49.4)	
農、林、漁業	企業 8 (6)	人 952.0 (813)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 9 (8)	人 3 (1)	人 14.5 (10.5)	人 0.0 (0.0)	% 1.52 (1.29)	企業 5 (3)	% 62.5 (50.0)	
建設業	46 (37)	5,452.0 (4,156)	14 (10)	0 (0)	33 (28)	1 (0)	61.5 (48.0)	13.0 (4.0)	1.13 (1.15)	18 (17)	39.1 (45.9)	
製造業	361 (362)	71,761.0 (73,031)	293 (321)	19 (13)	564 (566)	40 (2)	1,189.0 (1,222.0)	63.0 (65.5)	1.66 (1.67)	202 (209)	56.0 (57.7)	
電気・ガス・熱供給・水道業	6 (6)	1,752.0 (1,697)	8 (8)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	27.0 (27.0)	0.0 (0.0)	1.54 (1.59)	2 (3)	33.3 (50.0)	
情報通信業	50 (48)	9,210.5 (9,085)	39 (37)	1 (1)	37 (36)	3 (1)	117.5 (111.5)	11.0 (16.0)	1.28 (1.23)	19 (16)	38.0 (33.3)	
運輸業	174 (155)	32,850.0 (28,582)	133 (101)	33 (22)	250 (220)	16 (5)	557.0 (446.5)	90.5 (32.5)	1.70 (1.56)	70 (67)	40.2 (43.2)	
卸売、小売業	256 (246)	79,606.0 (71,808)	253 (251)	40 (36)	520 (513)	73 (13)	1,102.5 (1,057.5)	114.5 (122.0)	1.38 (1.47)	93 (93)	36.3 (37.8)	
金融、保険業	26 (27)	14,963.0 (15,156)	92 (94)	2 (2)	112 (116)	1 (0)	298.5 (306.0)	9.0 (37.0)	1.99 (2.02)	16 (20)	61.5 (74.1)	
不動産業 物品賃貸業	28 (29)	6,419.5 (6,620)	24 (24)	2 (3)	27 (31)	1 (1)	77.5 (82.5)	5.0 (15.5)	1.21 (1.25)	8 (9)	28.6 (31.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	35 (27)	81,317.5 (36,217)	224 (163)	183 (115)	501 (306)	630 (35)	1,447.0 (764.5)	4.5 (7.0)	1.78 (2.11)	18 (14)	51.4 (51.9)	
宿泊業、飲食サービス業	43 (43)	9,724.5 (9,716)	30 (27)	10 (9)	63 (76)	15 (1)	140.5 (139.5)	16.5 (20.5)	1.44 (1.44)	21 (22)	48.8 (51.2)	
生活関連、娯楽業	104 (104)	16,900.5 (15,991)	46 (42)	10 (10)	101 (78)	26 (7)	216.0 (175.5)	37.0 (18.0)	1.28 (1.10)	39 (39)	37.5 (37.5)	
教育・学習支援業	38 (37)	8,696.5 (7,709)	36 (33)	7 (6)	57 (54)	8 (3)	140.0 (127.5)	11.5 (14.0)	1.61 (1.65)	24 (22)	63.2 (59.5)	
医療・福祉	342 (295)	56,869.5 (45,453)	192 (172)	58 (49)	337 (299)	86 (17)	822.0 (700.5)	119.0 (105.0)	1.45 (1.54)	173 (169)	50.6 (57.3)	
複合サービス事業	31 (30)	6,860.5 (6,389)	30 (25)	3 (3)	50 (43)	4 (0)	115.0 (96.0)	5.0 (7.0)	1.68 (1.50)	19 (16)	61.3 (53.3)	
サービス業	169 (142)	50,042.5 (43,956)	197 (180)	16 (8)	352 (322)	33 (3)	778.5 (691.5)	88.5 (47.5)	1.56 (1.57)	64 (68)	37.9 (47.9)	

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

第3表 企業規模別・産業別の障害種別雇用状況

(1) 規模別

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
規模計	7,104.0 (6,006.5)	1,328 (1,272)	270 (208)	1,857 (1,729)	341	4,953.5 (4,481.0)	335.5 (348.0)	285 (217)	114 (69)	965 (845)	425	1,861.5 (1,348.0)	195.5 (130.0)	202 (133)	174 (89)	289.0 (177.5)	57.0 (33.5)
56～ 100人未満	514.0 (482.5)	83 (91)	12 (11)	147 (155)	10	330.0 (348.0)	23.0	20 (12)	12 (6)	101 (91)	19	162.5 (121.0)	23.0	17 (12)	9 (3)	21.5 (13.5)	5.0
100～ 300人未満	1560.0 (1,476.5)	312 (320)	35 (31)	506 (498)	41	1185.5 (1,169.0)	98.0	48 (41)	19 (12)	173 (163)	44	310.0 (257.0)	38.5	50 (42)	29 (17)	64.5 (50.5)	12.0
300～ 500人未満	731.5 (732.0)	174 (168)	29 (18)	197 (202)	19	583.5 (556.0)	56.5	11 (20)	7 (11)	78 (102)	12	113.0 (153.0)	12.0	30 (20)	10 (6)	35.0 (23.0)	5.5
500～ 1,000人未満	1097.5 (1,035.5)	214 (223)	23 (31)	337 (322)	14	795.0 (799.0)	53.0	60 (34)	32 (20)	97 (122)	18	258.0 (210.0)	56.5	34 (19)	21 (15)	44.5 (26.5)	16.0
1,000人以上	3201.0 (2,280.0)	545 (470)	171 (117)	670 (552)	257	2059.5 (1,609.0)	105.0	146 (110)	44 (20)	516 (367)	332	1018.0 (607.0)	65.5	71 (40)	105 (48)	123.5 (64.0)	18.5

(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

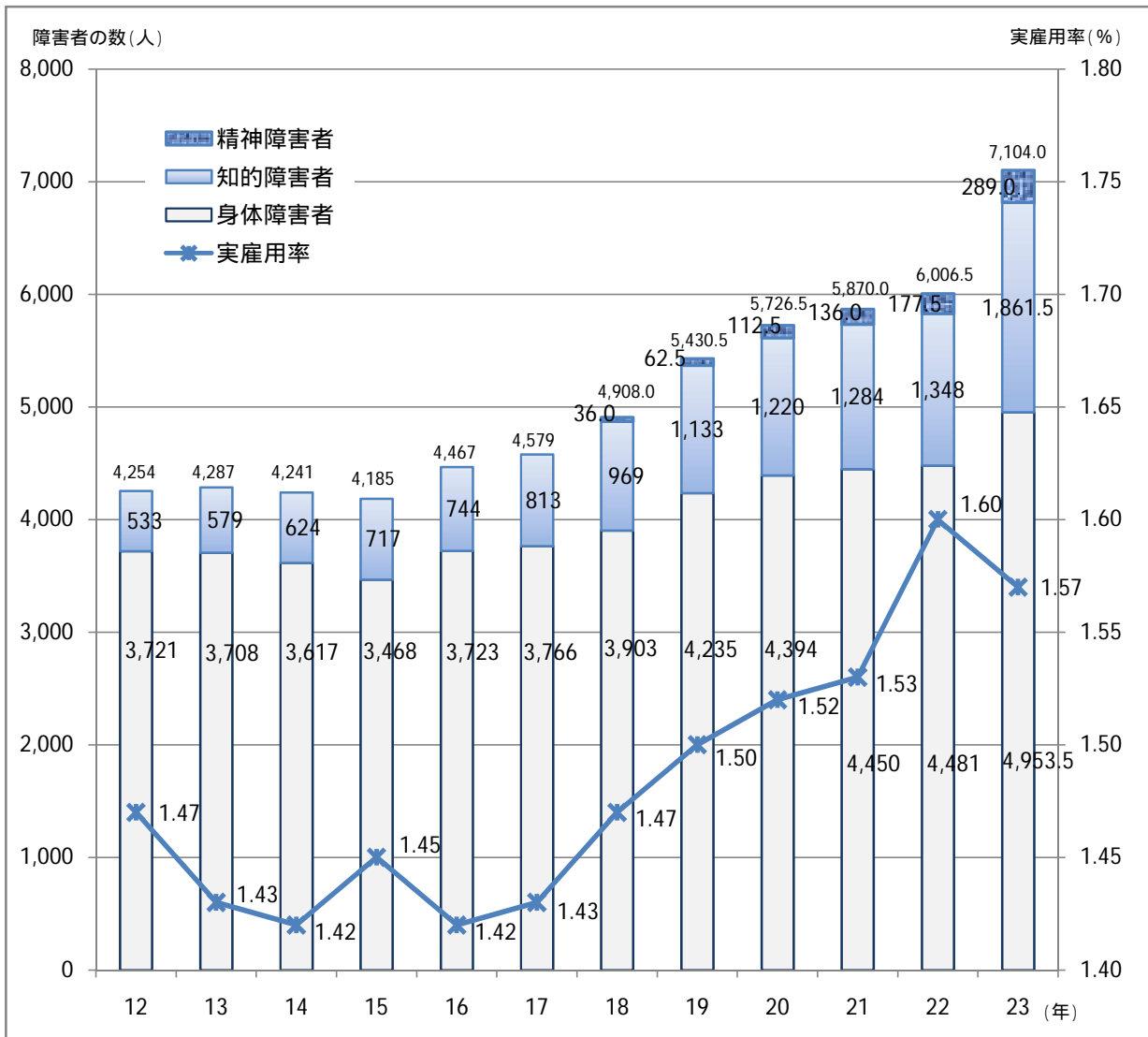
(2) 産業別

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
産業計	7,104.0 (6,006.5)	1,328 (1,272)	270 (208)	1,857 (1,729)	341	4,953.5 (4,481.0)	335.5 (348.0)	285 (217)	114 (69)	965 (845)	425	1,861.5 (1,348.0)	195.5 (130.0)	202 (133)	174 (89)	289.0 (177.5)	57.0 (33.5)
農、林、漁業	14.5 (10.5)	2 (1)	0 (0)	4 (6)	0	8.0 (8.0)	0.0	0 (0)	0 (0)	5 (2)	2	6.0 (2.0)	0.0	0 (0)	1 (1)	0.5 (0.5)	0.0
建設業	61.5 (48.0)	14 (9)	0 (0)	27 (27)	1	55.5 (45.0)	10.0	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0	1.0 (2.0)	0.0	5 (1)	0 (0)	5.0 (1.0)	3.0
製造業	1,189.0 (1,222.0)	262 (290)	16 (13)	338 (361)	16	886.0 (954.0)	46.0	31 (31)	3 (0)	192 (179)	20	267.0 (241.0)	15.0	34 (26)	4 (2)	36.0 (27.0)	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	27.0 (27.0)	8 (8)	0 (0)	9 (9)	0	25.0 (25.0)	0.0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0.0 (0.0)	0.0	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	0.0
情報通信業	117.5 (111.5)	38 (37)	1 (1)	27 (26)	0	104.0 (101.0)	9.0	1 (0)	0 (0)	4 (3)	1	6.5 (3.0)	0.0	6 (7)	2 (1)	7.0 (7.5)	2.0
運輸業	557.0 (446.5)	92 (88)	8 (5)	185 (171)	9	381.5 (352.0)	33.5	41 (13)	25 (17)	44 (41)	2	152.0 (84.0)	51.5	21 (8)	5 (5)	23.5 (10.5)	5.5
卸売・小売業	1,102.5 (1,057.5)	202 (204)	32 (28)	279 (271)	28	729.0 (707.0)	53.5	51 (47)	8 (8)	203 (211)	21	323.5 (313.0)	44.0	38 (31)	24 (13)	50.0 (37.5)	17.0
金融、保険業	298.5 (306.0)	91 (93)	2 (2)	97 (104)	1	281.5 (292.0)	8.0	1 (1)	0 (0)	10 (9)	0	12.0 (11.0)	1.0	5 (3)	0 (0)	5.0 (3.0)	0.0
不動産業 物品賃貸業	77.5 (82.5)	21 (23)	2 (2)	18 (24)	0	62.0 (72.0)	3.0	3 (1)	0 (1)	5 (2)	0	11.0 (5.0)	2.0	4 (5)	1 (1)	4.5 (5.5)	0.0
学術研究 専門・技術サービス業	1,447.0 (764.5)	201 (152)	145 (100)	258 (171)	229	919.5 (575.0)	4.5	23 (11)	38 (15)	217 (124)	320	461.0 (161.0)	0.0	26 (11)	81 (35)	66.5 (28.5)	0.0
宿泊業 飲食サービス業	140.5 (139.5)	24 (22)	6 (5)	18 (28)	1	72.5 (77.0)	11.0	6 (5)	4 (4)	41 (45)	9	61.5 (59.0)	4.0	4 (3)	5 (1)	6.5 (3.5)	1.5
生活関連 娯楽業	216.0 (175.5)	38 (38)	6 (8)	72 (50)	12	160.0 (134.0)	24.5	8 (4)	4 (2)	24 (24)	3	45.5 (34.0)	7.5	5 (4)	11 (7)	10.5 (7.5)	5.0
教育 学習支援業	140.0 (127.5)	36 (33)	7 (5)	53 (51)	5	134.5 (122.0)	9.0	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0	0.0 (2.0)	0.0	4 (2)	3 (3)	5.5 (3.5)	2.5
医療・福祉	822.0 (700.5)	160 (150)	31 (30)	209 (198)	25	572.5 (528.0)	66.0	32 (22)	27 (19)	97 (84)	30	203.0 (147.0)	41.0	31 (17)	31 (17)	46.5 (25.5)	12.0
複合 サービス業	115.0 (96.0)	26 (22)	2 (2)	42 (35)	0	96.0 (81.0)	5.0	4 (3)	1 (1)	5 (5)	3	15.5 (12.0)	0.0	3 (3)	1 (0)	3.5 (3.0)	0.0
サービス業	778.5 (691.5)	113 (102)	12 (7)	221 (197)	14	466.0 (408.0)	52.5	84 (78)	4 (1)	117 (115)	14	296.0 (272.0)	29.5	14 (10)	5 (3)	16.5 (11.5)	6.5

(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

# 第1図 民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移

各年6月1日現在



法定雇用率

1.8%



注1: 雇用義務のある企業(56人以上規模の企業)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成23年度以降

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者
- (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

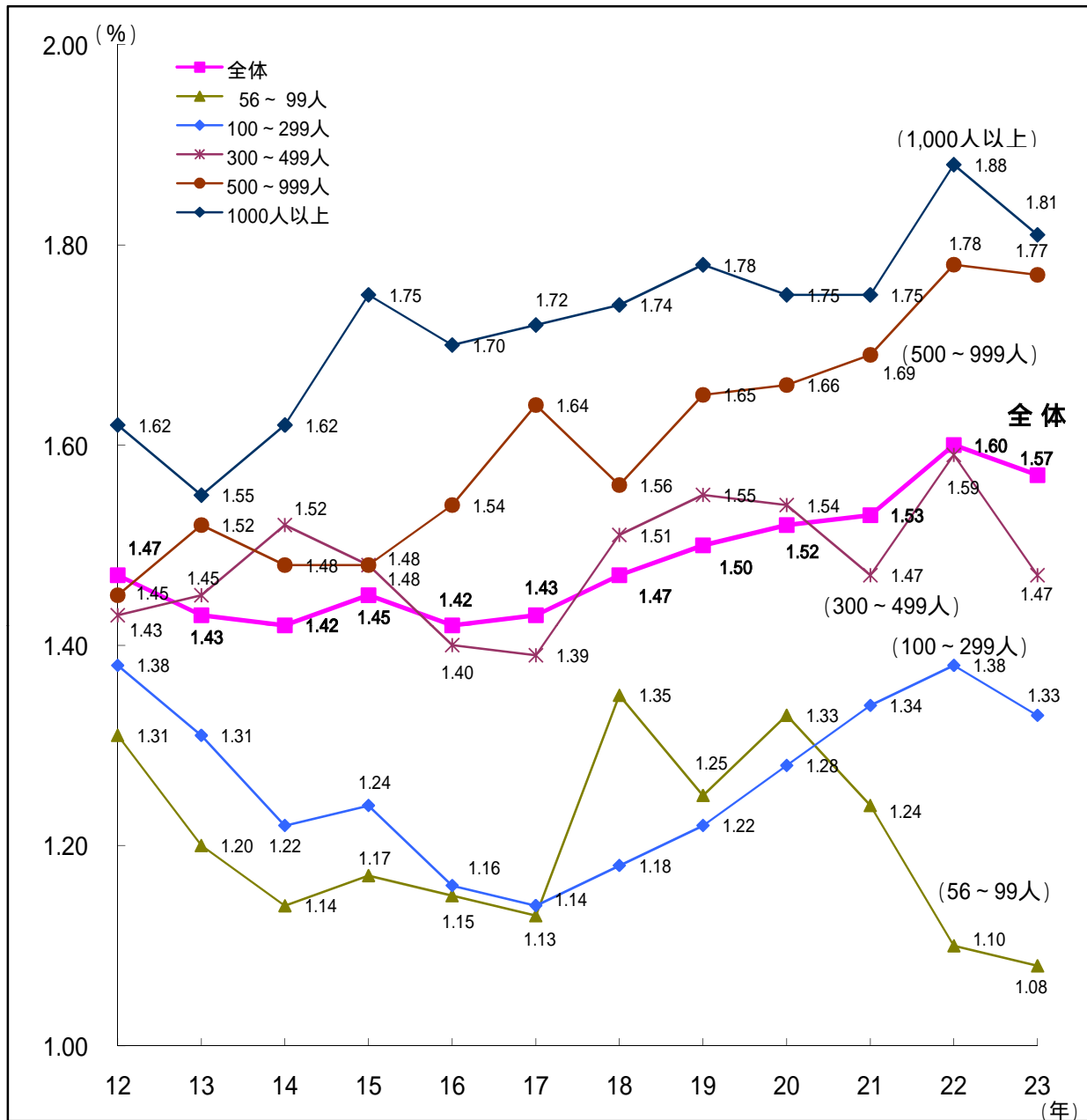
平成18年度以降

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

注3: 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

## 第2図 民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移

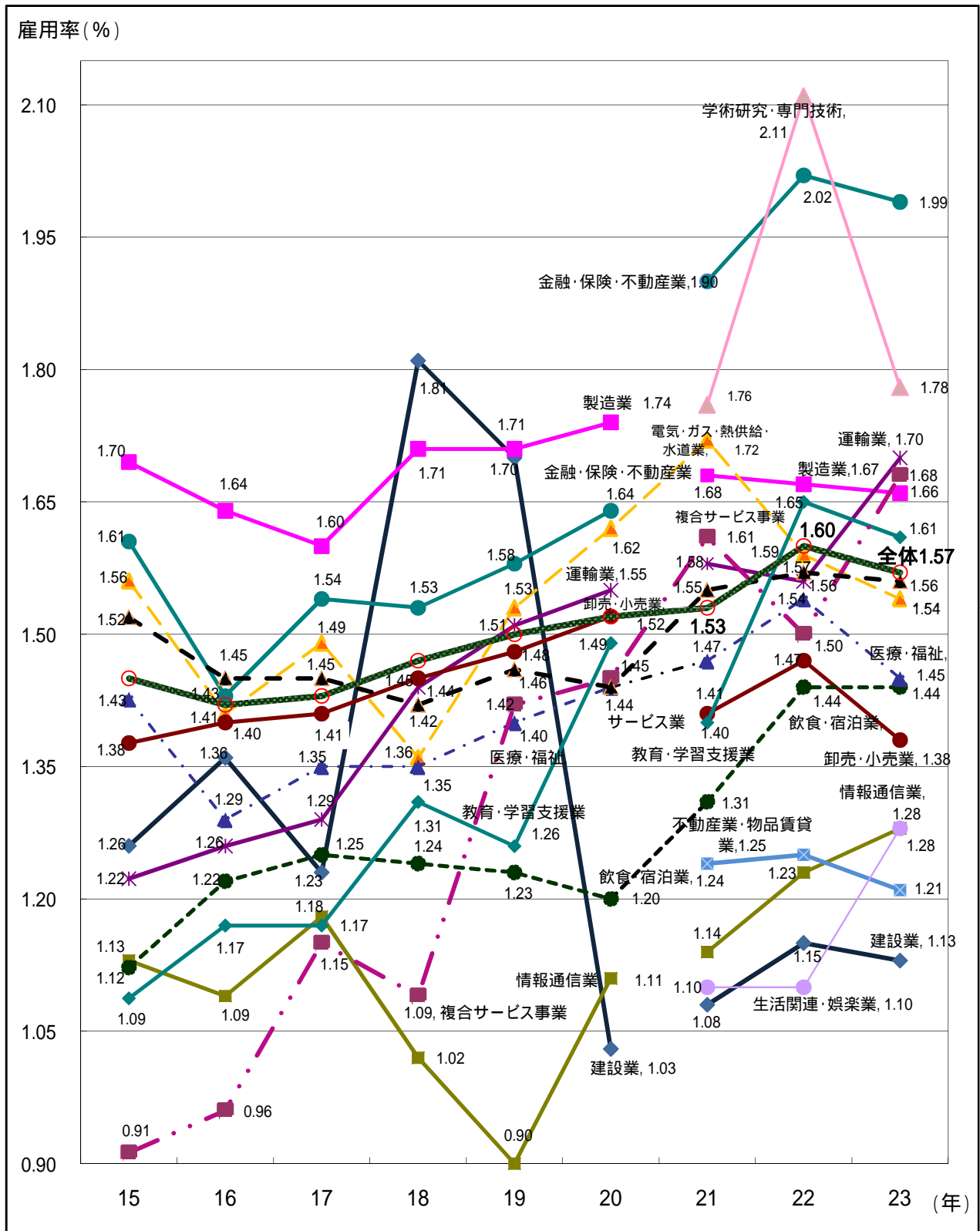
各年6月1日現在



注: 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

第3図 民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在



注1： グラフ作成上、労働者数が千人に満たない農・林・漁業及び鉱業は除いている。

注2： 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

注3： 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

第4表 千葉県の機関における障害者の在職状況

1. 法定雇用率2.1%が適用される機関

(1) 概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 7	人 12,186.5	人 88	人 2	人 108	人 8	人 290.0	人 12.5	% 2.38	機関 6	% 85.7
	(7)	(11,205)	(89)	(1)	(113)	(1)	(292.5)	(13.5)	(2.61)	(7)	(100.0)
千葉県知事部局	1	8,130.5	61	0	77	1	199.5	9.5	2.45	1	100.0
	(1)	(7,814)	(64)	(0)	(79)	(1)	(207.5)	(13.5)	(2.66)	(1)	(100.0)
その他の県の機関	6	4056.0	27	2	31	7	90.5	3.0	2.23	5	83.3
	(6)	(3,391)	(25)	(1)	(34)	(0)	(85.0)	(0.0)	(2.51)	(6)	(100.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 290.0	人 86	人 2	人 104	人 7	人 281.5	人 9	人 2	人 0	人 2	人 1	人 6.5	人 3.5	人 2	人 0	人 2.0	人 0
	(292.5)	(87)	(1)	(109)	-	(284.0)	(10)	(2)	(0)	(2)	-	(6.0)	(2.0)	(2)	(1)	(2.5)	(2)
千葉県知事部局	199.5	59	0	74	0	192.0	6.0	2	0	2	1	6.5	3.5	1	0	1.0	0.0
	(207.5)	(62)	(0)	(76)	-	(200.0)	(10.0)	(2)	(0)	(2)	-	(6.0)	(2.0)	(1)	(1)	(1.5)	(1.5)
その他の県の機関	90.5	27	2	30	7	89.5	3.0	0	0	0	0	0.0	0.0	1	0	1.0	0.0
	(85.0)	(25)	(1)	(33)	-	(84.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	-	(0.0)	(0.0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)

(第4表 1(1)の注)

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。  
 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。  
 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。  
 5 ( )内は、平成22年6月1日現在の数値である(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(第4表 1(2)の注)

- 注1 欄の「障害者の数」とは e欄の計である。  
 2 a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。  
 3 d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
 4 のa、c欄及び のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、 のb、d欄及び のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。  
 5 f欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。  
 6 ( )内は、平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



2. 法定雇用率2.0%が適用される機関

(1) 概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 $E \div \text{機関数} \times 100$	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分			
千葉県教育委員会	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	1	22,713.0	131	4	132	8	402.0	40.5	1.77	0	0.0
	(1)	(22,678)	(111)	(1)	(123)	(0)	(346.0)	(29.0)	(1.53)	(0)	(0.0)

(注) (第4表 1(1)の注)と同じ

(2) 障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	
千葉県教育委員会	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	402.0	116	4	124	8	364.0	20.5	15	0	6	0	36.0	20.0	2	0	2.0	0.0	
	(346.0)	(105)	(1)	(118)	-	(329.0)	(15.0)	(6)	(0)	(2)	-	(14.0)	(14.0)	(3)	(0)	(3.0)	(0.0)	

(注) (第4表 1(2)の注)と同じ



第5表 県内市町村等の機関における障害者の在職状況

(1) 概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 $E \div$ × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分			
法定雇用率2.1%が適用される機関	89	43,042.5	223	17	401	34	881.0	39.5	2.05	64	71.9
	(88)	(38,260)	(223)	(13)	(393)	(1)	(852.5)	(32.0)	(2.23)	(78)	(88.6)
法定雇用率2.0%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	4	5950.5	28	6	41	2	104.0	3.0	1.75	3	75.0
	(4)	(4,689)	(28)	(5)	(38)	(0)	(99.0)	(2.0)	(2.11)	(4)	(100.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
法定雇用率2.1%が適用される機関	881.0	221	17	375	28	848.0	32.0	2	0	11	3	16.5	6.0	15	3	16.5	1.5
	(852.5)	(223)	(12)	(369)	-	(827.0)	(31.0)	(0)	(1)	(11)	-	(12.0)	(1.0)	(13)	(1)	(13.5)	(0.0)
法定雇用率2.0%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	104.0	28	6	39	2	102.0	3.0	0	0	1	0	1.0	0.0	1	0	1.0	0.0
	(99.0)	(28)	(5)	(36)	-	(97.0)	(2.0)	(0)	(0)	(1)	-	(1.0)	(0.0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)

〔第5表 (1)の注〕

〔第4表 1(1)の注〕1～5と同じ

- 6 「厚生労働大臣の指定する教育委員会」は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書きの規定に基づき同条ただし書きの厚生労働大臣の指定する教育委員会を定める件(平成11年労働省告示第33号)に定める教育委員会とする。
- 7 法定雇用率2.1%が適用される機関とは、市町村の行政機関等である。

〔第5表 (2)の注〕

〔第4表 1(2)の注〕1～6と同じ

〔第5表 (1)の注〕6、7と同じ

## 第6表 地方公共団体等の各機関の状況

### (1) 都道府県知事部局の状況 (法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	8,130.5	199.5	2.45	0.0	
千葉県(認定)	8,130.5	199.5	2.45	0.0	注4

### (2) 都道府県機関(警察、企業局等)の状況 (法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	4,056.0	90.5	2.23	4.0	
千葉県企業庁	400.0	11.0	2.75	0.0	
千葉県水道局	916.0	25.0	2.73	0.0	
千葉県病院局	1,141.5	19.0	1.66	4.0	
北千葉広域水道企業団	90.0	2.0	2.22	0.0	
君津広域水道企業団	66.0	1.0	1.52	0.0	
千葉県警察本部	1,442.5	32.5	2.25	0.0	

### (3) 都道府県教育委員会の状況 (法定雇用率2.0%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	22,713.0	402.0	1.77	52.0	
千葉県	22,713.0	402.0	1.77	52.0	

### (4) 地方独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	314.5	4.0	1.27	0.0	
千葉県住宅供給公社	100.0	2.0	2.00	0.0	
千葉県土地開発公社					注5
千葉県道路公社					注5
さんむ医療センター	214.5	2.0	0.93	2.0	

注) 地方独立行政法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人である。  
なお、同令別表第2の第1号から第8号までの法人については、厚生労働省発表。

### (5) 県内市町村等の機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	43,042.5	881.0	2.05	54.0	
千葉市	5,074.0	114.0	2.25	0.0	注6
銚子市(認定)	757.0	16.0	2.11	0.0	注4
市川市	2,400.5	51.0	2.12	0.0	
船橋市	2,503.5	53.0	2.12	0.0	
館山市	428.5	7.0	1.63	1.0	
木更津市	722.0	14.0	1.94	1.0	注7
松戸市(認定)	2,470.0	52.0	2.11	0.0	注4
野田市	774.0	19.0	2.45	0.0	
茂原市	496.0	7.0	1.41	3.0	
成田市	795.5	16.0	2.01	0.0	
佐倉市	741.0	16.0	2.16	0.0	
東金市	333.0	8.0	2.40	0.0	
旭市(認定)	578.0	17.0	2.94	0.0	注4
習志野市	756.0	10.0	1.32	5.0	

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
柏市	1,464.0	32.5	2.22	0.0	
勝浦市	212.0	3.0	1.42	1.0	
市原市	1,443.5	34.0	2.36	0.0	
流山市(認定)	949.5	21.0	2.21	0.0	注4
八千代市(認定)	1,174.0	22.0	1.87	2.0	注4
我孫子市	588.0	13.0	2.21	0.0	
鴨川市	493.5	10.0	2.03	0.0	
鎌ヶ谷市(認定)	513.0	14.0	2.73	0.0	注4
君津市(認定)	735.5	16.0	2.18	0.0	注4
富津市(認定)	393.5	5.5	1.40	2.5	注4
浦安市	827.0	15.5	1.87	1.5	
四街道市	422.0	10.0	2.37	0.0	
袖ヶ浦市	364.0	7.0	1.92	0.0	
八街市(認定)	539.0	12.0	2.23	0.0	注4
印西市	610.0	6.0	0.98	6.0	
白井市	381.0	8.0	2.10	0.0	
富里市	298.5	9.0	3.02	0.0	
南房総市(認定)	699.0	14.0	2.00	0.0	注4
匝瑳市(認定)	414.0	10.0	2.42	0.0	注4
香取市	586.0	12.0	2.05	0.0	
山武市(認定)	450.0	8.0	1.78	1.0	注4
いすみ市(認定)	490.5	12.5	2.55	0.0	
酒々井町	163.0	3.0	1.84	0.0	
栄町(認定)	197.0	4.0	2.03	0.0	注4
神崎町	60.0	1.0	1.67	0.0	
多古町	219.5	3.0	1.37	1.0	
東庄町	130.0	3.0	2.31	0.0	
大網白里町(認定)	480.0	12.0	2.50	0.0	注4
九十九里町	124.0	2.0	1.61	0.0	
芝山町	118.0	1.0	0.85	1.0	注8
横芝光町	244.0	3.0	1.23	2.0	
一宮町	111.0	2.0	1.80	0.0	
睦沢町	99.0	1.0	1.01	1.0	
長生村	118.0	2.0	1.69	0.0	
白子町	118.0	3.0	2.54	0.0	
長柄町	77.0	0.0	0.00	1.0	
長南町(認定)	135.0	5.0	3.70	0.0	注4
大多喜町	206.0	2.0	0.97	2.0	
御宿町	138.5	2.0	1.44	0.0	
鋸南町	70.0	1.0	1.43	0.0	
市川市教育委員会	793.0	17.0	2.14	0.0	
館山市教育委員会	128.5	1.0	0.78	1.0	
木更津市教育委員会	166.0	1.5	0.90	1.5	注7
野田市教育委員会	131.0	3.0	2.29	0.0	
茂原市教育委員会	109.0	0.0	0.00	2.0	
成田市教育委員会	260.0	3.0	1.15	2.0	
佐倉市教育委員会	166.5	6.0	3.60	0.0	
東金市教育委員会	81.0	2.0	2.47	0.0	
市原市教育委員会	247.0	6.0	2.43	0.0	
我孫子市教育委員会	98.0	3.0	3.06	0.0	
鴨川市教育委員会	115.0	2.0	1.74	0.0	
浦安市教育委員会	271.0	6.0	2.21	0.0	
四街道市教育委員会	82.0	1.0	1.22	0.0	
袖ヶ浦市教育委員会	88.0	1.0	1.14	0.0	

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
印西市教育委員会	174.0	4.0	2.30	0.0	
白井市教育委員会	91.5	2.0	2.19	0.0	
富里市教育委員会	90.5	1.0	1.10	0.0	
香取市教育委員会	149.0	2.0	1.34	1.0	注9
東葛中部地区総合開発事務組合	95.5	2.0	2.09	0.0	
香取広域市町村圏事務組合	76.0	1.0	1.32	0.0	
山武郡市広域水道企業団	55.0	2.0	3.64	0.0	
四市複合事務組合	70.5	2.0	2.84	0.0	
長生郡市広域市町村圏組合	114.5	3.0	2.62	0.0	
山武郡市広域行政組合	98.5	2.0	2.03	0.0	
九十九里地域水道企業団	84.0	1.0	1.19	0.0	
香取市東庄町病院組合	106.0	5.0	4.72	0.0	
総合病院 国保旭中央病院	1,208.5	25.5	2.11	0.0	
国保国吉病院組合	151.5	3.0	1.98	0.0	
君津中央病院企業団	502.5	7.0	1.39	3.0	
公立長生病院	150.0	1.0	0.67	2.0	
松戸市病院事業	584.0	9.5	1.63	2.5	
習志野市企業局	106.0	2.5	2.36	0.0	
柏市水道事業	69.5	2.0	2.88	0.0	
船橋市病院事業	227.0	5.0	2.20	0.0	
千葉市病院局	418.0	1.0	0.24	7.0	注6

(6) 県内市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.0%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	5,950.5	104.0	1.75	17.0	
千葉市教育委員会	4,566.0	74.0	1.62	17.0	
船橋市教育委員会	751.0	16.5	2.20	0.0	
習志野市教育委員会	304.0	6.0	1.97	0.0	
柏市教育委員会	329.5	7.5	2.28	0.0	

注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

注6 千葉市は、千葉市病院局と特例認定を受けた。この結果、障害者の数は115人、実雇用率2.16%、不足数0.0人となっている。

注7 木更津市は、木更津市教育委員会と特例認定を受けた。この結果、障害者の数は18人、実雇用率2.03%、不足数0.0人となっている。

注8 芝山町においては、7月1日現在、障害者の数は2人、実雇用率1.69%、不足数0.0人となっている。

注9 香取市教育委員会においては、7月1日現在、障害者の数は4人、実雇用率2.68%、不足数0.0人となっている。